



対流

Heart to Heart 2025.04

2025年4月24日発行

特定非営利活動法人
有機農業認証協会

〒564-0063

大阪府吹田市江坂町
1丁目23-19

TEL*06-6330-0823

FAX*06-6330-0735

MAIL yuukinin@apricot.ocn.ne.jp

HP : <http://yuukinin.org/>

■CONTENTS

- 1.巻頭言
- 2.事業・活動報告
- 3.お知らせ
- 4.講習会

つくる人、はこぶ人、たべる人。
農山漁村に住む人、都市に住む人。
自分の居場所や立場を越えて人と人。

人と自然のあらたなかかわりは
顔の見える交流(Face to Face) から
心が響きあう 対流 (Heart to Heart) へ。

1.2025年度のはじまりによせて

理事長 中塚華奈

新年度がはじまりました。当協会では事務局長が岡田から増野へとバトンタッチ。新しいスタッフにもおこしいたできます。私はしばらくの間、カリフォルニア大学サンタクルーズ校 (UCSC) にアグロエコロジーの教育プログラムの参与観察とCCOF (米国認証団体のひとつ) の実態を調査しに研鑽してまいります。

渡米に際し、ビザ取得が必須。多くの経験者が「わかりにくいと発信されているようですが、私もご多分に漏れず、何度も「あ〜わけわからん〜」っと叫びました。

招聘状を拝受→担当部署からJ1 (交流訪問者) ビザ取得に関する指示あり→資格保有者が英語翻訳した預金残高証明書、在職証明書、滞在中の給与支払見込証明書などを提出→UCSCから資格証明書「DS-2019」を拝受。次に在日米国大使館と領事館のHPから、申請書「DS-160」を作成。入力中に時間がたつと、そのたびに申請ID番号やセキュリティ質問による本人確認を経て再ログイン。のべ1時間半かけて「DS-160」を完成させて、確認番号をゲット。続いてパスポート番号、DS-160の確認番号など大量情報を打ち込み、ビザ申請料185ドルを支払うHPへ。支払い後に面接場所と日時の予約が可能に。次は、ビザ発給後、「郵送受取り」か「配達センター受取り」かを選択する手続きページ(Ayobas)へ。これまでに聞いたことのない「CGI Federal UID番号」の入力欄がでてきて思考停止。同じ境遇に陥った人がブログでビザ申請予約ページの右上にある8桁の番号だと発信していたので、急いで見直し9桁の数字を発見。

祈る気持ちで打ち込むと、どうやらビンゴ。さらに、交流訪問者情報システム (SEVIS) という移民局のデータベース運営費用を支払うHPで「I-901」というアイコンを押して支払い完了。先週、アメリカ領事館での面接を無事に終えて、さきほどビザを入手できました。3ヶ月を超えての渡米なら誰もが通るビザ取得の道ですが、なぜビザ代行業者という仕事がこの世に存在するのか、よくわかりました。また、有機JAS認証を取得されようとするかたが「わかりにくい」とおっしゃる気持ちにも寄り添える気がします。ビザと同様、有機JAS認証も初めてのかたには、ややこしい点が多々あると思います。

農水省のHPから、有機JASの認証申請にたどりつくまでに、①日本農林規格、②認証の技術的基準、③検査の方法、④格付表示の方法、⑤Q&A、⑥資材評価手順書、⑦登録認証機関リストなど、どれだけのページを読み解く必要があるのでしょうか。認証機関がコンサルできないことは重々に承知していますが、認証取得までの道のりをもう少しわかりやすくお伝えする必要があるのではないかと、ビザ取得を経て、しみじみと感じたこの3ヶ月間でした。

今年度も公正・公平・迅速で信頼性のある有機JAS検査認証業務を遂行し、認証事業者のみならずと共にも有機農業の生産振興、有機農産物の流通・消費促進にスタッフ一同、努めて参ります。どうぞよろしくお願いたします。



■第26回会員総会の報告とお礼

会員総会を2025年3月17日（月）にサニーストンホテル江坂で開催し、全ての議案について承認されました。会員の皆様のご協力ありがとうございました。同時に今回は、近江懐石清元の清本健司氏と「シン・オーガニック」の著者である吉田太郎氏にご講演いただきました。記念講演について紹介します。



【懐石で有機料理を提供する】

近江懐石清元 清本健次様

清本健次さんは、滋賀県大津市の雄琴温泉街にある割烹料理の店『清元』で2023年にオーガニックレストラン認証を取得され、その管理方法や、認証を継続する課題、海外からのお客様の来店などについてお話いただきました。併せて近江の食文化の紹介もあり、なかでも在来の魚を守る事の大切さも紹介いただきました。また参加者からの質問【レストラン認証がなかなか増えない理由は何か？】に対し、【ハードルが高い・不透明さがある・需要が高いインバウンドからの広がり期待している】というお答えでした。清本さんから、レストランで使用できる有機原料の一覧表が手短かに調べられると良いという提案もいただきました。農水省のHPに事業者の一覧は掲載されていますが、実際の食材探しとなると何段階も調べる必要があり、実用的ではないため、今後は情報提供の方法が、一方通行で終わらない工夫の必要性を痛感しました。

※吉田太郎さんの講演については次ページ。

■理事会報告

2月25日（火）にオンラインにて本年度第1回目の理事会が開催され、活動報告・新規申請予定事業者・年度決算報告・主な業務・活動予定についての報告と、翌月の総会について議論しました。

■新規事業者紹介

*株式会社やまと蜂蜜（有機加工食品 生産行程管理者）

奈良県奈良市に本社を置き、山辺郡山添村の山添工場と奈良工場で蜂蜜や果汁製品、ガムシロップのポーションなどを製造する生産行程管理者です。今回、有機果汁を原料とする飲料やスムージーを製造するにあたり認証の申請をされました。

https://www.instagram.com/yamato.honey_official/

*有限会社愛農ネット本部（有機加工食品 生産行程管理者）

事業者の母体は三重県伊賀市に加工施設を置く公益社団法人全国愛農会で有機農業の普及・啓発・教育事業及び有機JAS認証を行っています。加工品目は国産有機レモン果汁、輸入のドライフルーツ、ドライナッツ、チョコレートの混合などです。

*株式会社ZIRA JAPAN（有機機加工食品 小分け業者）

兵庫県尼崎市に本社を置く、自然食品の販売・卸を行う事業者です。今回、有機加工食品の小分け業者として申請をされました。

スティック分包された青汁を化粧箱に詰めて格付の表示を行う予定です。



● 有機飼料の認証がスタートしました

昨今のペットブームにより、家族同様のペットにも安心安全な食品を与えたいというマーケットの需要は大きくなるばかりです。有機加工食品の事業者さまにおいては、すでに製造を開始されている（JAS表示はしないまま）事もあり、認証の要望を頂いていました。農水への手続きも完了し、有機飼料（家畜の飼料・ペットフードなど）の認証機関として登録されましたので、認証取得を検討されている方がいらっしゃいましたらお声かけ下さい。



有機農業を再定義する

一吉田太郎さんのお話を
聞いて考えたこと一



○土壌・微生物・植物のつながり

人間が未だに人工的に作ることでできないものの一つが「土」であるという。農業においてしばしば「土づくり」などという言葉を使うことがあるが、当協会の前理事長、西村和雄さんはよく「育土」という言葉を使っていた。「土」は作るものではなく「育てる」ものだという。同様に農産物についても「生産」という言葉が当たり前に使われているが、やはりこれも「育てる」ものであり、人間ができるのは作物が育つのを手助けすることだけなのだと思う。

植物は光合成によって生成した糖分の半分近くを根から放出することで土壌中の微生物に協力を求め、根粒菌などの微生物は空気中の窒素を固定し（窒素を固定する微生物は根粒菌以外にもたくさんあり、しかもマメ科以外の作物にもそれら窒素固定微生物との共生関係があるとのこと）、植物はそれを取り込む。農産物を生産し、ほ場から持ち出したら、その持ち出した分の窒素などの栄養分を補充しなければならない、というのは近代農業の教科書に書かれているが、ひとの手が加わらない山林や原野で何百年、何千年と多様な植物が世代交代を続けてこられたのは何故なのか、改めて考える必要があるのではないか。

○化学肥料と農薬

化学肥料を施すと、作物は根から糖分を浸出し微生物を通じて栄養分を求めるといった努力をしなくなるという。上げ膳据え膳で運動もしなければ人がメタボになるように植物も過保護に育てられれば免疫

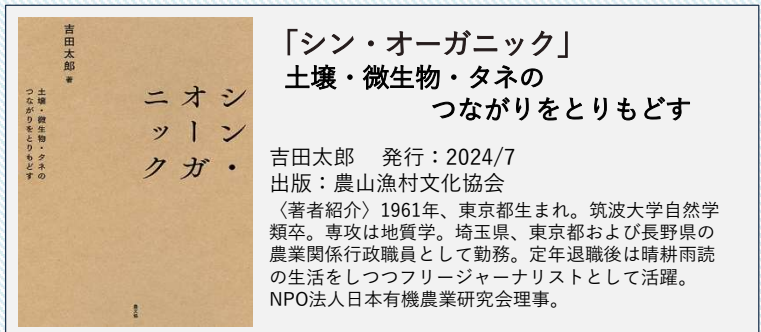
力も低下するのだろう。そして害虫や病原菌への抵抗性が弱くなる。

植物は害虫や病原菌に対してファイトケミカルなどの様々な物質によって防御態勢を整えることができるが、農薬の使用はこういった機能を阻害する。農薬はその殺虫・殺菌効果により生物多様性を低下させることで逆に害虫などの発生率を高めることが研究によりわかってきているのだそうだ。

○有機農業を再定義する

「みどりの食料システム戦略」によって国は有機ほ場の面積を拡大するという目標を掲げているが、そのための手段は「スマート農業」や「ゲノム編集」といったテクニカルなものが主体で、「技術で解決できる」という姿勢を感じる。その一方、農業の現場ではいまだに有機農業はマイノリティーであり、よくいえば理想主義、悪く言えばキワモノ的にみられている。有機農業とは、農薬や化学肥料を使用しない農業ではない。農薬や化学肥料を使用しないのは有機農業を実践するための一つの手段に過ぎない。有機農産物のJAS簡条4「生産の原則」には「環境に負荷を与えない」との文言も確かにあるが、限られた地球環境の中で、人間と自然との持続可能な関係を形成していくための農業のあり方というように、より積極的に再定義をする必要があるように思う。

吉田太郎さんの著書「シン・オーガニック」は難解な専門用語も多いが、有機農業者だけでなく、慣行農業者にもぜひ読んでもらいたいと思う。（岡田）



「シン・オーガニック」
土壌・微生物・タネの
つながりをとりにどす

吉田太郎 発行：2024/7
出版：農山漁村文化協会

〈著者紹介〉1961年、東京都生まれ。筑波大学自然科学類卒。専攻は地質学。埼玉県、東京都および長野県の農業関係行政職員として勤務。定年退職後は晴耕雨読の生活をしつつフリージャーナリストとして活躍。NPO法人日本有機農業研究会理事。

4.お知らせ

●EUとの同等性が拡大します！ 「施行規則の改正について」

事業者の皆様には先に案内させて頂いておりますが、ポイントを再度お知らせします。

- ① 有機酒類が同等性の対象に追加され、有機酒類に有機JAS格付が可能になります。

2025年10月1日以降にEUから輸入した有機酒類を流通させる場合は、他の輸入品と同様に格付表示を行い、有機JAS法に準拠した一括表示を貼付することが原則となります。**有機酒類を取り扱う輸入業者様におかれましては、10月1日からの原則に対応すべく、輸入計画・ラベルの変更届提出など、事前の準備を開始されるようお願い致します。**なお、10月1日以降にJASマークのついていない有機酒類（EU産）については規制の対象となりますので、適切な表示・輸入計画・販売管理をお願いいたします。

- ② 同等性の拡大に伴い、有機畜産物及び有機畜産物加工食品も同等性が承認されます。

〈例〉ミルクチョコレート・ミルククッキーなどの有機畜産物加工原料が含まれる製品にも有機JAS格付が可能になる。

- ③ 同等性の拡大に伴い、原料の原産地制限が撤廃されます。

〈例〉これまでは日本と同等国ではない、中国産有機大豆などを使用して製造した有機醤油などは、EUに有機品として輸出できなかったが、原料原産地制限の撤廃で、輸出が可能となります。

- ④ 有機酒類・有機畜産物及び有機畜産物加工品のEUへの輸出もできるようになります。

注意：輸出先の認証マークを表示する場合は、外国格付表示業の認証が必要になります。
有機JASマークだけを表示する場合は、輸出先国が、自国の認証マークを輸入後に表示するため必要ありません。

- ⑤ 「施行規則の改正」（廃止逃げの防止など）認証事業者の業務廃止に係る公表事項が追加されました。

認証事業者が業務を廃止した時は遅延なく事務所において公衆の閲覧に供するほか、インターネット等の方法により公表することとされています。また報告書を大臣に提出する事になっています。今回追加された事項は、「廃止逃げ」を防止するのが目的です。何かしらの不適合事項が発生したことにより、登録認証機関が業務停止処分の可否を決定するための弁明期間を設けますが、そこで弁明をすることなく自ら業務を廃止することで、認証の取り消し処分を逃れた場合であっても1年間は再度認証の申請をすることができないことを明確にするものです。

もう一度！ No.1【無農薬】等表示の注意

有機JASに関する証票を作成した際にはその都度、当協会への確認をお願いしています。一括表示欄外の表示については、基本的に事業者の責任の範疇となるため、認証機関による確認の義務範囲外ではありますが、届出の際、気が付いた点については、連絡させて頂いています。特に【無農薬】の表示は、コンタミを含み残留農薬がない＝ゼロ農薬であることと、消費者が誤解することを避けるため、特別栽培農産物に係る表示ガイドラインにおいて禁止事項になっています。よって、記載がある場合は好ましくない表示である旨をお伝えさせていただいていますが、それでもなお、事業者の判断においてこれらを表示する場合は、各機関より指導・指摘が入る可能性もございます。指導などの対象となった場合は事業者の責任において対応を頂く事になりますので注意して下さい。ガイドラインは自発的に守り、消費者に誤認を与えないようお願いいたします。有機認証品は、農水省が随時、サンプリング調査を行っています。疑わしき表示はなるべく避けましょう！

もう一度！ No.2 輸出証明書を申請する事業者さま

認証機関が輸出証明書の発行ができるのは、貨物が日本を出航/出港する“前”が、原則とされています。よって、貨物が日本を離れた後に、申請漏れなどあった場合は発行ができません。また、出航/出港の前後に発行されるB/L（船）AWB（航空便）その他クーリエ便（DHL・FEDERAL EXPRESS・郵便など）については、申請及び証明書の正式発行後でも入手し、必ず提出するようにして下さい。これらの書類が提出されずシステム（特にEUのTRACESシステム）に登録されていない状態で貨物が現地の通関に到着した際に、輸出先国の通関で保留扱いになり、速やかに荷物を受け取ってもらう事ができなくなります。輸出事業者の責任において、各種書類を必要なタイミングで入手し、申請漏れや書類の添付漏れがないように、今一度確認をお願いします。



5. 新任と退任のご挨拶

理事 白藤貴宏

有機農業認証協会 会員の皆様

このたび、3月17日総会にて理事に選任されました白藤と申します。所属するビオ・マーケットでは経理等の担当で、農産物の生産等は全く経験もなく、私自身も学びながら、職務にあたっていく所存です。

至らぬ点多々あるかと存じますが、皆様のご支援とご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

事務局長・理事 増野直美

3月17日付けで事務局長に就任しました増野です。有機認証検査員としては4年目とまだ駆け出しですが、歴史ある認証機関で重要なポジションに着任することは大きなチャレンジです。登録認証機関の原則は、公平・公正な認証を行う事ですが、同時に迅速で丁寧な対応・現場主義は入社する以前からゆるぎないモットーであり、今後も継続していきたいと思っています。暑い日も寒い日も、有機農業を続ける農家の方をはじめ、各事業者様への敬意を持って年次調査に伺いますが、検査員が知るのは365日分の1日でしかありません。その1日で公平・正当な評価をするためには、各自の自己研鑽が欠かせません。些細な疑問から大きな課題まで新しいチームでしっかり話しあって今後も信頼される認証機関である事を約束します。引き続きよろしくお願いいたします。

検査員・事務局 森井薫

この程、検査員と事務局をお手伝いすることになりました森井薫です。仲間と田んぼや畑に励み「鎌をふるえる消費者」を目指しています。

『よい土がよい食べ物をつくる、よい食べ物がよい人をつくる、よい人がよい社会をつくる、よい社会がよい未来をつくる!』がモットーです。

どうぞよろしくお願い致します。

検査員・判定員 岡田仁

この度、3月17日を持って事務局長を退任いたしました。2012年の就任以来、13年にわたり認証事業者をはじめ多くの方々にご指導いただき、無事務め終えることができましたこと、本当に感謝しています。前職の有機流通事業から数えて37年、様々なことを学ぶことができました。その現在地が先日の総会での吉田太郎さんの講演を聞いてのレポートです。

これからも何らかの形で有機農業とは関わり続けたいと思います。6月には退職しますが、独立検査員・判定員として検査・判定業務のサポートはさせていただきますので、事業者の皆様とはお会いする機会もあると思います。ありがとうございました。

■有機JAS講習会

本年度より、定期講習会の開催方法が変更になります。これまで年2回開催をしていた定期講習会は、今後は偶数月のオンライン講習会になります。受講料と個別・出張手数料も見直しさせていただきました。

定期講習会では有機農産物及び有機加工食品の生産行程管理者・小分け業者・輸入業者・外国格付表示業者、有機飼料の生産行程管理者を対象といたします。その他、有機料理・ノウフク・有機藻類に関しては年1回の開催予定です（日程調整中）。

日程：6/10（火）、8/20（水）

※10月、12月の日付は決定次第ご案内いたします。

一般受講料 16,500円（税込）

会員：8,800円（税込）

会員2回目以降：4,400円（税込）

詳細についてはHPを参照ください。

https://yuukinin.org/kousyukai_info.html